

平成 27 年

第 3 回市議会定例会 議案第 3 号

函館市職員の再任用に関する条例および函館市職員退職手当
条例の一部を改正する条例の制定について

函館市職員の再任用に関する条例および函館市職員退職手当条例の一
部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市職員の再任用に関する条例および函館市職員退職手当
条例の一部を改正する条例

(函館市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第 1 条 函館市職員の再任用に関する条例（平成 13 年函館市条例第 9
号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152
号）附則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法（昭和 29
年法律第 115 号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

(函館市職員退職手当条例の一部改正)

第 2 条 函館市職員退職手当条例（昭和 59 年函館市条例第 5 号）の一
部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「地方公務員等共済組合法（昭
和 37 年法律第 152 号）第 84 条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭
和 29 年法律第 115 号）第 47 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(提案理由)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い規定を整備するため